

## 蓮如本『歎異抄』の仏教教育的意味

谷川守正

### 〔抄録〕

顕智作説を導いた修正前後比較の研究方法は、修正後のテキスト研究に終始する先行研究の行き詰まりを開拓し、蓮如の表題、漢文体の序、流罪の記録の意味を解明し、両編及び法然と親鸞の入れ替えを指摘し、序を蓮如作として読み直し、そして「自見之覚語」を第十条の修正前の顕智の「念佛ニハ无儀ヲモテ」と蓮如の修正後の「念佛ニハ无義ヲモテ義トス不可称不可説不可思議ノユヘニトオホセサフラヒキ」との対立構造を比較することによって解明し、蓮如の真宗中興の原動力の一つを分析する。

キーワード：修正前後の比較、顕智作説、自見之覚語、无儀と无義

### (一)

5年前われわれの蓮如本『歎異抄』<sup>(1)</sup>の観察調査による作者顕智説と蓮如修正説の提唱<sup>(2)</sup>以来、蓮如本は国の重要文化財に指定されたが、2002年『岩波仏教辞典』第二版に作者唯円説はなお定説とされ、蓮如による修正の前と後とを比較する方法は先行研究に見ない。すべて例外なく修正後のテキストを研究対象にする。蓮如の修正は必ずしも誤字の訂正ではない。大多数は意味のある修正であり、蓮如本『歎異抄』を解釈する重要な手がかりとなる。

われわれの顕智説を裏付けるはずの『影印高田古典顕智上人集』の刊行が大幅に遅れ、2002年にその完成を見た。われわれはこの間『歎異抄』と同じく作者・時期・背景などが不明であるが、蓮如本『歎異抄』の研究に不可欠なもう一つの蓮如本の『安心決定鈔』の解明によって、晩年の親鸞の旺盛な著述活動の時代背景を追求した<sup>(3)</sup>。

『安心決定鈔』の先行研究が名目によって作者を特定しようとして成功しなかったが、われわれは不成功の事実を踏まえて、本文中の接続詞「カルカユヘニ」をキーワードにして、後半の一つ書きが鎌倉念佛訴訟の被告性信の三答状であり、本文が陳状であることを明らかにした。そしてそこから制作時期と親鸞の評価を書簡によって導いた。

### 蓮如本『歎異抄』の仏教教育的意味（谷川守正）

『安心決定鈔』の研究はまた蓮如と父存如との師弟関係に気付かせ、蓮如本『歎異抄』の時代背景を浮き彫りにした。とくに『教行信証』の1255年の改訂に伴う三つのアポリアを解消させ、親鸞と善鸞、性信、高田門徒などとの関係を明らかにした。また『影印高田古典第二巻顕智上人集上』の顕智本『愚禿鈔』はその研究が拠り所となった。

そして『影印高田古典第三巻顕智上人集中』は顕智本の親鸞書簡と『法然上人伝法絵下』によって蓮如本『歎異抄』の研究にとって重要な文献<sup>(4)</sup>を多数収録し、われわれの研究の再開を促した。

## （二）

以上の史料はわれわれの提唱が大筋において誤りでないことを裏付ける。『影印高田古典顕智上人集』は当初二巻の予定が、専修寺宝物館所蔵史料<sup>(5)</sup>が多数のため、三巻に編集されたが、なお多くの史料があり、今後の刊行の再開が待たれるが、取り敢えずわれわれが当面入手できる史料によって蓮如本『歎異抄』の仏教教育的意味の解明を始めたい。

われわれの研究は仏教教育の研究視点に立ち、蓮如本修正前後比較の研究方法を用い、蓮如の歴史的な教化力を明らかにするのを研究目的にする。この目的を実現するために、『安心決定鈔』の研究をそれに折り込むことが有効であった。それによってこの間われわれは決して無駄足を踏んでいないことになる。

われわれの蓮如本『歎異抄』の研究方法は、『安心決定鈔』の研究方法よりも単純素朴である。われわれはまず蓮如本『歎異抄』の修正箇所が『安心決定鈔』のそれに較べてあまりにも多いことから、改めてすべての修正箇所を吟味した。蓮如の修正には重要な意味をもつことが多く、われわれは修正の前後を比較する研究方法を採用する。

事実单なる誤字・脱字でない修正が多い。しかし先行研究は例外なく、その修正を誤りの訂正として、修正後のテキストを研究対象にする。われわれの先行研究批判はその点に集中する。逆に蓮如が修正しない箇所を先行研究が修正する事もあるが、重要な箇所の場合もある。

われわれは蓮如には極めて珍しいことであるが、70をこえる修正箇所と先行研究によるいくつかの無修正箇所の訂正から次に列挙する重要な修正箇所と本来の無修正箇所の訂正を選んで、その意味の解明を小論の問題点とする。

1. いくつかの「親鸞」の「鸞」と「巒」の使い分けと「巒」から「鸞」への修正。
2. 訂正でない修正の典型である、後序の「古親鸞」の「親」の修正。
3. いわゆる中序の字句挿入による修正。
4. 後序の「往生ノ信心ニ」の「往生ノ信心ニ」(同文異字)への修正。
5. 第十三条の唯円房との対話の修正。
6. 第十条の「念佛ニハ无儀ヲモテ」の「儀」から「義」への修正。

7. 前序の完全加点付き漢文体の無修正。
8. 第十二条の「先師ノ御ココロニソムク」の第一画欠字の「師」の無修正。
9. 後序の「目(メ)ヤスニシテコノ書ニソエ」の無修正。( )内読みカナ。

なお他に蓮如の無修正箇所の修正に第二条の「オノオノノ」の「オノオノ」への修正<sup>(6)</sup>と第十二条の「一文不通ニシテ經釈ノユクチモシラサラン」と後序の「經釈ノユクチモシラス法文ノ浅深ヲココロエワキタル」の「ユ・クチ」の「ユク・チ」への修正<sup>(7)</sup>など上に劣らず重要な修正もある。

親鸞の場合、『唯信抄文意』と『一念多念文意』の後書きに、それぞれに「ヰナカノヒトヒトノ・文字(モンシ)ノココロモシラス・アサマシキ愚痴(クチ)キワマリナキ・ユエニ・ヤスク・ココロエサセムトテ・オナシコトヲ・トリカエシトリカエシ・カキツケタリ・」(中黒は読みやすくするための朱点である。全文に付く。)を「南無阿弥陀佛」(当時の親鸞は普通「無」を「无」でなく、「无」と書くから執筆年代を推定できる。)の後に付けるのである。

### (三)

影印本の「親鸞」の文字を精密に観察すれば、作者は「親鸞」の「鸞」の下半分を「鳥」にしたり、「山」にしたりする。そして蓮如は下半分の「山」を「鳥」に修正することもある。そこから蓮如の修正は単に訂正でないことが分かる。

「親鸞」の「鸞」と「巣」の使い分けは、親鸞真蹟の本尊影像讚銘の自署にある。『親鸞聖人真蹟集成』、第九巻、名号・見聞集・断簡、法藏館によれば、親鸞は「康元元丙辰十月廿八日書之」として、西本願寺蔵(旧福井・法雲寺蔵)六字名号「南無阿弥陀佛」の上段の後書きに「愚禿親巣敬信尊号」と自署し、同じ日付で三河岡崎の妙源寺蔵十字名号「帰命尽十方无尋光如來」の下段の後書きに「愚禿親鸞敬信尊号」と自署し、同じ日に「鸞」と「巣」を使い分ける。当時は義絶事件<sup>(8)</sup>の後、東国の弟子集団の上洛中であり、親鸞は法然語録の『西方指南抄上巻』を十月十三日に書写し、『三河念佛相承日記』、丁字屋刊によれば「真仏・顯智・專信ら東国から上京の途中に三河矢作薬師寺で念佛を勧める」とある。その翌日に『西方指南抄上巻』<sup>(9)</sup>を書き、そして十一月八日に親鸞は『西方指南抄下巻』を書いた。『西方指南抄』は翌年高田の覚信がその大方を書写するが、その『西方指南抄下末巻』だけは半世紀以上たって後に顯智が書写する。

専修寺蔵の八字名号讚と十字名号讚が十月廿五日(裏書き<sup>(10)</sup>に日付がある。)に書かれるが、ともに自署は「親鸞」であり、前者の上段に第十七願「諸仏称名之願」(『教行信証』の行巻の標榜文)が、後者の上段に第十一願「必至滅度之願」(同著、証巻の標榜文)が書かれた。

それに対して十月廿八日の二本は、少し大きさは異なるが、右に六字名号讚、左に十字名号讚を並べると、前者の上段に第十八願と第十一願が、後者の上段に第十二願と第十三願が丁度

### 蓮如本『歎異抄』の仏教教育的意味（谷川守正）

一対の形になる。そして本願の最後の文字は、顕智の高田専修寺継職後間もなく書かれた親鸞の『尊号真像銘文』（広本<sup>(11)</sup>、専修寺蔵）の冒頭の本願と同じように、「正法」の「法」は古字の「漫」である。

顕智はその暮れに京都からの帰り道の三河で念仏を勧めている（『三河念仏相承日記』参照）から、三河の妙源寺（当時は名眼寺と呼ぶ。）に二本を運んだと考えられ、またその翌年顕智は三河で和田円善の子信願を教化するなど三河との交流が深く、今も顕智を偲ぶ「おんない祭り」が行なわれるほどである。

したがって顕智は親鸞真蹟の本尊影像讚銘の「鸞」と「巒」の使い分けに気付く事ができる人物といえる。このころ顕智は真仏とともに親鸞との関係が深く、親鸞は翌年の正月十一日に『唯信抄文意』を書写して、顕智に与えた。それとともにその年の閏三月二日に親鸞は書状を書いて、五説・四土・三身について弟子の問い合わせに対して詳しくそれらの名目を解説して教示するとき、「親巒」と自署する。それらの名目はすべて法然語録の『西方指南抄下本巻』の「浄土宗の大意」に出るが、親鸞はそれらを文脈にしたがって分かりやすく文意を忠実に説明する。したがって「親巒」は法然と密接な関係を持つ場合にのみ用いられる。そのことは蓮如本『歎異抄』における使い分けの場合も同じである。

この使い分けは蓮如本『歎異抄』研究にとって重要であるにもかかわらず、先行研究は混用説に立って、すべて「親鸞」に統一して解釈する。たとえば寺川俊昭『歎異抄の思想的解明』<sup>(12)</sup>は讃文について詳細に検討するが、その使い分けを見落としている。また細川行信他『現代の聖典親鸞書簡集全四十三通』<sup>(13)</sup>も「また五説というは」の親鸞自署の「巒」について説明を省く。すなわち混用説では使い分けも蓮如の修正の問題にしない。しかしわれわれの研究方法では「巒」はきわめて重要な鍵になる。

専修寺に顕智書写本が数多く蔵され、その重要文書が『影印高田古典顕智上人集三巻』に収録される。上記の顕智本の他に親鸞の『義絶状』、『愚禿鈔』、『淨土和讃』、『正像末和讃』、『獲得名号自然法爾御書』、『書簡』、『聞書』、『選択集のべ書』、そして『法然上人伝法絵下』等がある。その内『法然上人伝法絵下』がわれわれの蓮如本『歎異抄』研究にとって不可欠である。

金子大栄は岩波文庫の『歎異抄』の末尾に「この親鸞の流罪の記録は、何の為に付記せられたかは明らかでない。」とするが、『法然上人伝法絵下』の流罪記事と補完関係によって明らかにされるなど、『影印高田古典顕智上人集三巻』はわれわれにとって不可欠である。これなしに作者顕智説の確定は不十分なままである。

蓮如本『歎異抄』の修正前に「巒」の用例は、①第五条「親巒ハ父母ノ孝養ノタメトテ」(17頁)、②第九条「親巒モコノ不審アリツルニ」(25頁)、③第十三条「サテハイカニ親巒力イフコトヲタカフマシキトハイソト」(53頁)、④後序「親巒御同朋ノ御ナカニモシテ御相論ノコト」(89頁)、⑤後序「親巒ノ御信心ニヒトツナラヌ」(93頁)そして⑥流罪記録「親巒

ハ越後国」(111頁)の6例あり、その内蓮如が修正したのは、①、③、⑤の3例である。

すなわち逆に修正しないままの例は、②第九条「親鸞モコノ不審アリツルニ」(25頁)④後序「親鸞御同朋ノ御ナカニモシテ御相論ノコト」(89頁)、⑥流罪記録「親鸞ハ越後国」(111頁)であり、顕智と使い分けの基準を共有する。

蓮如は23歳の時に書写した覚如の『口伝鈔』<sup>(14)</sup>に、「親鸞」と「親鸞」の使い分けがあり、それはそれ以前の著作には事例がなく、それ以後には『改邪鈔』に1箇所「親鸞」の事例があるが、右傍に「鸞」と訂正される。それ故に『口伝鈔』のその使い分けは『歎異抄』原本の影響下にあったと考えられる。

次に蓮如が「親鸞」を「親鸞」に修正する事例について検討するならば、まず①第五条「親鸞ハ父母ノ孝養ノタメトテ」(17頁)の場合、最初に「親鸞ハ父母ノ孝養ノタメトテ」と書くが、蓮如本『歎異抄』は一貫して語句の間に適宜字アキを設けて、読みやすくする。これは親鸞自筆本に字アキに代えて朱点が入れられているのと同じである。「ハ」と「父」との間の字アキは「ノ」と「ト」、「メ」と「ト」のそれ倍の間隔がある。語句の字の間隔は分ち書きになる。この場合最初に「親鸞ハ」と書き、「山」に「鳥」を上書きする時、次の「ハ」と重なって、字間が全くなくなったために、「鳥」の最後のレンガを書かず、右傍に「鸞」と書き添える。蓮如本『歎異抄』は顕智の忠実性と蓮如の正確性との合作といえる。

それを訂正と見る先行研究は「親鸞ハ父母ノ」と読む。「父母ノ孝養ノタメトテ」が何故「親鸞ハ」になるのかを検討する迄もなく、蓮如が当然のように「親鸞ハ」と訂正したと考える。それでは修正しないままの例の、②第九条「親鸞モコノ不審アリツルニ」(25頁)、④後序「親鸞御同朋ノ御ナカニモシテ御相論ノコト」(89頁)、⑥流罪記録「親鸞ハ越後国」(111頁)の場合が説明できない。

第五条「親鸞ハ父母ノ孝養ノタメトテ」(17頁)に「一返ニテモ念佛マフシタルコト」(18頁)が続き、次の「サフラハス」との間に挿入記号の丸印が入り、右傍に「イマタ」が書かれるとともに、一文を挟んで、「イツレモイツレモ」の行末と行頭の「順次生ニ仏ニナリテタスケサフラウヘキナリ」との間に挿入記号の丸印が入り、右傍に「コノ」が書かれる。この行頭は横一線に揃い、後で挿入記号の丸印が付く<sup>(15)</sup>ことは明らかである。そして「ワカチカラニテハケム善ニテモサフラハメ」の最後の字「ハメ」を消して、濃く太く「ハ」>と上書きして「コソ念佛ヲ廻向シテ父母ヲモタスケサフラハメ」と続けるが、「コソ念佛ヲ廻向シテ父母ヲモタスケサフラハメ」は修正時の挿入<sup>(16)</sup>であり、修正前は「善ニテモサフラハメ」は「タ>自力ヲステ」に直接繋がっていた。これらの三箇所の挿入句によって、文脈のニュアンスを変えて、蓮如は「親鸞」を「親鸞」に変える<sup>(17)</sup>。したがってこの修正は第五条全体の修正を視野に入れて、初めてその趣旨が理解できる。

次に③第十三条「サテハイカニ親鸞カイフコトヲタカフマシキトハイフソト」(53頁)の修正の方法は①第五条「親鸞ハ父母ノ孝養ノタメトテ」(17頁)の場合とよく似て、「親鸞」を

「親鸞」に代えようとして上書きするが、「鸞」のレンガが下の「力」の字に接近しすぎて書けないために、止むを得ずレンガを省略したままにする。そのために完全な字形が示されないにもかかわらず、この場合は右傍に「鸞」が書かれていません。

これは同じような記事が『口伝鈔』にあり、第四章「善惡二業の事、上人親鸞おおせにのたまはく、某はまたく善もほしからす、又惡もおそれなし、善のほしからさるゆへは弥陀の本願を信受するにまされる善なきがゆへに、(中略)これによりて、あるときのおほせにのたまはく、なんたち念佛するよりなを往生にたやすきみちあり、これをさつくへしと人を千人殺害したらはやすく往生すへし、をのをのこのをしへにしたかへ、いかんと、ときにある一人まふしていはく、某にをいては千人まではおもひもよらす、一人たりといふとも殺害しつへき心せすと云々」以下同じ文脈が続くために、「親鸞カイフコトヲ」を「上人親鸞おおせに」に合わせて、「親鸞」を「親鸞」に修正しようとしたのであるが、③は51頁の「マタアルトキ唯円房ハワカイフコトヲハ信スルカトオホセノサフラヒシアヒタ」から始まる事例のなかにあり、この次に述べるように、蓮如が「マタアルトキ唯円房ハ」の「唯円房」を修正前の「マタアルヒト」の「ヒト」に字消しして、上書きしたことから、「親鸞」の「鸞」のレンガを省略したままにしたのである。

そして93頁⑤後序「親鸞ノ」にも同じような修正があるが、修正後の「鸞」と「ノ」がくつついていても、「鸞」の字形を完成させるのは、③の場合と異なり、修正を加えるのである。すなわち「当時ノ一向専修ノヒトヒトノナカニモ親鸞ノ御信心ニヒトツナラヌ御コトモサフラウラントオホエサフラフ」と89頁の④後序「親鸞御同朋ノ御ナカニモシテ御相論ノコト」の「当時」との幅を拡大して、蓮如は「親鸞」に修正する。すなわちそれによって親鸞の信心の一貫性を改めて強調するのである。

25頁の「親鸞モコノ不審アリツルニ」の「親鸞」は若い頃の親鸞を表すために、当時の「親鸞」に代えて用いられているが、このことについて蓮如は異論を挟まず、そのまま認めて修正を加えない。

89頁の④後序「親鸞御同朋ノ御ナカニモシテ御相論ノコトサフラウ(ヒ)ケリ」も「親鸞」に修正がないが、吉水時代の法然膝下の時期の親鸞を表すために「親鸞」としているとともに、それをより明確にするために、過去形の時制に代えて、「サフラウ」を「サフラヒケリ」と過去形の「ケリ」を加える。

⑥流罪記録「親鸞ハ越後国」(111頁)も同じように無修正のままであるが、法然聖人の筆頭弟子の位置付けを与えたことに対する配慮であると考える。親鸞自身も『西方指南抄』の「七箇条起請文」の署名者一覧を書くとき、自身の「僧綽空」を「善信」に代えて行空法本房らとともに飛躍的に上位に移して、後を省略し、合計人数で纏める。

そして「善信」をさらに前進させて、実質一位の「信空」に取って代らせるのが、顯智本『法然上人伝法絵下』の冒頭の「七箇条起請文」<sup>(18)</sup>である。『西方指南抄』の「七箇条起請文」<sup>(19)</sup>

の署名者数は 22 名に対して、この「七箇条起請文」の数は「信空」の分が一つ減って 21 となる。

われわれは「親鸞」と「親巣」の使い分けと修正において、顕智と蓮如の視点を読み取る。さらにそれと蓮如のそれとの比較もできる。しかし先行研究は「親鸞」に同一化するために、蓮如の修正を訂正と見て、修正の意味が十分把握しきれていない。

#### (四)

それまで以上 3 箇所の「親鸞」の字の修正とその周辺の修正を見慣れた人はとかく見逃しがちになるのが、104 頁の後序末尾の「古聖人」の修正である。その前後の修正に困惑されて「古親鸞」が修正後であり、修正前は「古聖人」すなわち法然と親鸞の二人の聖人のうち、古い方の前者のことを指すとはおよそ気付きにくいものかもしれない。

この「古親鸞」の一見汚れに見える「親」を巻子本によって詳細に観察調査すれば、蓮如の修正前は初めに「聖」の特徴のある耳ヘンが書かれる。すなわち元は「古聖人」の法然上人を指す。顕智は「古聖人」と書いて、親鸞の「故聖人」と区別した。蓮如も耳ヘンで留めたのは、この大事な修正について、二つの親鸞のように両方の使い分けを利用することができないため、最大限に修正可能な耳ヘンまで書いて、「親」を上書きした。

蓮如の修正は何をどのように修正したのかを読み取れる形にするが、「古聖人」を「古親鸞」に修正する場合も同じである。厳密には「古」と「耳ヘン」だけでは「古聖人」の原型を十分に留めたことにはならず、また後序の末尾の「古親鸞」は初出であり、「故親鸞」とは別であるが、蓮如は文脈を整えるため最大限の工夫し、修正を最小限に抑えた。

その前後の修正は他の修正箇所に較べて積極的な意味をもたない。しかし「古親鸞」前後の異例の修正状況が、特にその上部のそれが、「親」の修正に、汚損を感じさせ、読者に容易に気付きにくくする。もちろん蓮如の修正方法は本文全体を一貫していて、それを隠そうとする意図は本来ないはずである。

修正前の「サタメテオカシキコトニテコソサフラヘトモ」について、最初「ヘ」に「ハメ」と上書きしたが、「ヘ」に重なるために、挿入記号の丸印を入れて、右傍に「ハメ」を置いて、以前の修正から一貫する係結びの関係で文脈を整える。そして「古親鸞」に修正した上で、「オホセコトサフサヒシオモムキ」の「サヒシ」を「ラヒシ」に修正するとき、「サ」を消さずに、「サフラハメ」にするために右傍の「ラ」と前の行の「サフラハメ」の右傍の「ハメ」とを直線で結ぶ。

これは全く異例の修正方法である。しかし読者は前の行の「サフラハメ」を読み、続きを読むに素直に「サフラヒシ」と読むことができる。それがかえって「古親鸞」を抵抗なく受け入れさせることとなるのではないか。

### 蓮如本『歎異抄』の仏教教育的意味（谷川守正）

読者は「古親鸞」が「故親鸞」でなく、本来「古聖人」の「法然聖人」であることを見落とすこととなる。後序には初めから二人の聖人が登場し、「故聖人」、「法然聖人」、「親鸞御同朋」、「善信力信心」、「聖人ノ御信心」、「聖人ノ御信心ニ善信房ノ信心」、「聖人ノ御知恵才覚」、「法然聖人」、「法然聖人ノオホセニハ源空力信心」、と二人が信心を一つにしたことを巧みに表現するが、後序の最後の「法然聖人」を「古聖人」として、「古親鸞」の修正を導いた。蓮如は「古聖人」を「故聖人」に修正せず、法然聖人から親鸞聖人への修正を強調するために敢えて、「古親鸞」と修正したのである。

もちろん蓮如はこのような法然聖人を親鸞聖人に変えることを理由なしにはするはずはない。しかしそのような修正は先行研究に致命的な誤解を次々に生じさせた。それは修正前後を比較する簡単な方法に依って十分防ぐことができるはずである。その方法によればこの修正はすべて第十条に関わっていることが分かる。それ故に次に第十条の二つの重要な修正について同じ方法によって検討する。一つは「念佛ニハ无儀」を「念佛ニハ无義」に修正することであり、もう一つは「ソモソモ御在生ノムカシ」に「カノ」を挿入して、「ソモソモカノ御在生ノムカシ」と修正することである。まず全文の構成に関わる後者の修正から見よう。

### （五）

先行研究がどこを何故どのように修正したかを問わないことは重大な見落としに導く。それは本文全体の構成に関わる問題である。蓮如は第十条の「ソモソモ御在生ノムカシ」を挿入記号の丸印を入れた上で、「カノ」を挿入して「ソモソモカノ御在生ノムカシ」と修正する。「カノ御在生」とは第二条、第五条、第六条、第九条の「親鸞」または「親鸞」のことを指す。すなわち蓮如の修正は「カノ」の挿入によっていわゆる中序を自然に第十条に位置付け、前序、後序の他に、異例の中序を成立させる。

修正後の文をテキストにする先行研究は多く中序説<sup>(20)</sup>に納得する。しかしそれによって重要な論点が見失われることになる。

前稿の第十条までと中序以下後序までとの入れ替え説は佐藤説と同じであるが、われわれは修正前後比較の方法により「カノ」の挿入を手がかりとする。それによって中序の末尾の「イハレナキ条々ノ子細ノコト」と後序の「右条々」は、正確に第十一条から第十八条までを指すことになる。

それによって中序は前序の位置に移る。それを蓮如は修正によって前序を中序に移したのである。『歎異抄』は本来中序以下の「ナツケテ歎異抄トイフヘシ外見アルヘカラス」までが主であるが、蓮如にとってはむしろ第十条までが重要であり、それを強調するために、識語にいうように「当流大事の聖教になす」ために、それを冒頭に移し替えるのである。

全文の構成の再編成に伴って本来の前序を中序の位置に移したために、蓮如自身が完全加点

つきの漢文体の序を前序の位置に置く。しかし作者唯円説を前提にする先行研究は、前序も当然のように唯円のものとし、後述するように多くの重大な錯誤を生じさせ、『歎異抄』の論旨を混乱に導く。

先行研究は前序について本文を理解する案内としてしか見ない。そればかりでなく、それらは完全な加点つきの漢文体の意味を生かさない。蓮如は漢文体に表現することによって、前序の強調点を浮き彫りにすると共に、完全な加点によって漢文体に伴いがちな多義性を未然に防止するのである。それは後述するように「覚語」を「覚悟」に、「留トムル」を「留トマル」に変えることを許さない。

蓮如の前序は「之」によって強調点を示す。「口伝之真信」と「相続之疑惑」、「自見之覚語」と「他力之宗旨」、「御物語之趣」と「行者之不審」の3対は強調される。そして蓮如の視点から「先師」は父であり、師でもある存如である。「耳ノ底ニ留ムル所」とは存如から聴聞した趣である。そしてそれに基づいて「聊カレヲ注ス」とは顕智作の「コノ書」(96頁)とそれに「ソエマヒラセ」(97頁)た「大切ノ証文」の修正である。

## (六)

修正箇所が非常に多い蓮如本について修正の前後比較の方法は、修正の厳密性を前提にする。その典型は後序の90頁末尾の「往生ノ信心ニ」に斜線を引く、見せ消ちである。それは次の頁の初めに同じように「往生ノ信心ニ」<sup>(21)</sup>とする。一見して同じ語句の繰り返しであり、修正の前後が同じになる。しかし前後比較方法によれば、「往」のギョウニンベンに修正がある。本文では一貫してその第一画の入筆の方向が、他の字のギョウニンベンと区別されて、それと直交する。蓮如はこのような微細な点を見逃していない程に修正は厳密である。

『影印高田古典顕智上人集』によれば、顕智の場合も忠実である。たとえば後序の「故聖人ノ御モノカタリニ法然聖人ノ御トキ」(88頁以下)の下りの時制は「ケリ」によって忠実に当時の場面を描くが、「御相論ノコトサフラフ」を蓮如は厳密に修正して、「フ」に「ヒ」を上書きして、「ケリ」を付け加え、時制を正確に表現する。また次頁の同じ修正「イカテカ聖人ノ御信心ニ善信房ノ信心ヒトツニハアルヘキソトサフラヒケレハ」があり、その続きに「往生ノ信心ニ」の見せ消ちがあり、厳密な修正に読者の注意を促す。たとえばその頁に「聖人ノ御智恵才覚ヒロクオハシマスニー(ヒツ)ナラント」の「一」の前は修正前には字アキなしであるが、その字を一旦消して、全角分字アキを設けて、改めてその字を書く。

そのように厳密であることがわれわれの『歎異抄』研究の修正前後比較方法を成立させるとともに、作者唯円説批判を成立させる実証的根拠になるのである。

了祥の『歎異抄聞記』を中心に先行研究は作者唯円房説を定説とする。確かに唯円房は第九条と第十三条の親鸞との対話において話者として登場する。前稿において第九条を中心にその

説を批判したが、ここでは修正前後比較方法によって第十三条の唯円房が『歎異抄』の著者でないことを立証する。

第十三条の第二例に「マタアルトキ唯円房ハワカイフコトヲハ信スルカトオホセノサフラヒシアイタ」(51頁)とあり、唯円説の重要な根拠の一つになる。しかしこれは修正後の文であり、修正前は「マタアルヒトハ」と少し薄いが読み取れる。このような修正は同条「アルヒハ道場ニワリフミヲシテ」(59頁)の修正前「アルヒトハ」と共通する。したがって蓮如が「アルヒトハ」<sup>(22)</sup>を「アルトキ」と修正し、「唯円房ハ」を第九条を参考にして、書き加えたのである。

二つの「アルヒト」とはともに明らかに作者自身を指さない。たとえ蓮如の修正どおり「アルヒト」が唯円であっても、作者ではない。このことはわれわれの研究方法によって初めて分かるのである。

このような修正の背景に蓮如が書写した覚如本『口伝鈔』<sup>(23)</sup>がある。同じような親鸞の言葉を「あるときのおおせにのたまはくなんたち念佛するよりなを往生にたやすきみちありこれをさつくへしと人を千人殺害したらはやすく往生すへしをのをのこのをしへにしたかへいかんとときにある一人まふしていはく某にをいては千人まではおよひもよらす一人なりといふとも殺害しつへき心せすと云々」に示すのを承けて、「あるときのおおせにのたまはく」から、「マタアルヒト」を「マタアルトキ」に修正し、「なんたち」の中の「ときにある一人まふしていはく」を受けて、「唯円房」に第九条を特定したのである。

以上が作者についての、われわれの定説批判の根拠である。そしてわれわれは作者顕智説を提言する。作者唯円説は唯円の行実を殆ど明らかにせず、制作時期も時代背景も不明のままであるが、われわれは『安心決定鈔』の作者性信説によって晩年の親鸞の旺盛な著述活動を具体的に解明したように、顕智説は『歎異抄』の多くの謎の解明に役立つ。

『歎異抄』の謎の一つに「後鳥羽院之御宇法然聖人他力本願念佛宗ヲ興行ス」云々の流罪記録が何故本文に付くかである。先行研究は後序の「大切ノ証文トモ少々ヌキイテマヒラセサフラウテ目(メ)ヤスニシテコノ書ニソエマヒラセテサフラウナリ」に関係づけることもある。「目(メ)ヤス」を不用意に「目安」とし、箇条書きであるとか、裁判の訴状であるとかなど説明に腐心するが、何れも定説とはならない。

まず「目(メ)ヤス」とは「一、法然聖人並御弟子七人」と一つ書きがあるだけでは、「目安」とはいえない。むしろ本文の方が箇条書きになり、番号までも添えられる。「目(メ)ヤス」は目に読みかなを付け、「ヤス」とカタカナにしている。それは珍しい表現である。これと同じ表現は本文中に第十三条にしかない。「野(ノ)ヤマニシシヲカリトリヲトリテ」(57頁)の「野山」の表記がそれである。

「野(ノ)ヤマ」は明らかに親鸞の話し言葉における日常的な通俗表現であり、公用語ではないように、「目(メ)ヤス」の表記も日常語の一つにすぎない。では「目(メ)ヤスニシテ」

とはどうすることであるのか、唯円説では分からぬが、顕智説を前提にすれば、顕智本『法然上人伝法絵下』が貴重な手がかりとなる。

その記事の方は先行する法然伝の『本朝祖師伝記絵詞(または伝法絵流通)』<sup>(24)</sup>から取られているが、冒頭の「七箇条起請文」は『絵詞』が七箇条の各要点を列記するに対して法然語録の『西方指南抄中末』の「七箇条起請文」全文を延べ書きにし、署名者二十二名の巧みに順序を入れ替え、「親鸞(善信)」が元一位の「信空」の位置に移す。

その七箇条の一つ書きは「一」の右傍下に朱筆で小さく番号が付けられている。因に『歎異抄』の場合本文の十八箇条に一つ書きの「一」の右傍上に小さく番号が付けられている。加点つきの漢文体の『西方指南抄中末』の「七箇条起請文」<sup>(25)</sup>は一つ書きの「一」の上に小さく同じように朱点が付けられる。顕智は親鸞の朱点に代えて、読みやすくするために同じように朱筆で一つ書きの「一」の右傍上に小さく番号を付け、それを『歎異抄』の場合にも踏襲したのではないか。そうであれば蓮如本『歎異抄』の一つ書きと右傍上の小さく番号が付く理由が説明できる。蓮如本は忠実であり、正確を旨とするからである。

顕智本『法然上人伝法絵下』は編年体に編集され、事項ごとにそれぞれ最初の行の頭に朱筆で が付けられる。訂正の場合も同じ朱筆であるから、顕智独自の丸印である。それも顕智作『歎異抄』の第一条から第十条まで、各条文の末尾に云々が添えられて、読みやすくされていたと考えられる。そして第十二条以降は蓮如本『歎異抄』の場合と同じように、小さく一から十までの番号を右傍上に付けられていたはずである。このように考えるのは、一つ書きの第十条までと第十二条以降との書き様の違いはそこにあるからである。

しかし蓮如本『歎異抄』の一つ書きと右傍上の小さい番号は、第十条までと第十二条以降とを入れ替えたため、改めて一から十八までになるのである。蓮如はそのように通番を付け直し、そして表題に『歎異抄一通』とし、「蓮如之」と袖書きする。蓮如が通番にすれば、元に戻ることはない。先行研究は表題の『歎異抄一通』について説明しない。

したがって「目(メ)ヤス」とは、顕智作『歎異抄』の第一条から第十条までそれぞれの冒頭に付く印と末尾の「云々」のことである。

このように顕智作『歎異抄』と顕智本『法然上人伝法絵下』との密接な関係が明らかになれば、次に流罪記録が『歎異抄』に付く理由も明らかになる。『絵詞』が流罪について住蓮、安楽らの名と「礼賛修行の図」を出すのみで、直接語らないが、『法然上人伝法絵下』は二人の死罪の理由とされる礼賛時の女性問題を詳しく述べ、師法然に累が及んだとする。しかし師の遠流の年月日と年齢(七十九と誤記)を書きながら、親鸞を含む流罪の弟子七人については述べていない。

顕智は親鸞の弟子として、それを補完するために、流罪記録を『歎異抄』に付けたと考えられる。それは『法然上人伝法絵下』の「七箇条起請文」の署名順において「善信」を繰り上げた事情に通じる。親鸞は『西方指南抄中末』の「七箇条起請文」では原本の「僧綽空」を「善

信」に変え、元の署名者順を大幅に繰り上げるが、顕智はさらに『西方指南抄』の順序を変更する。これと照合すれば、『法然上人伝法絵下』における順序は、8, 7, 6, 5, 4, 3, 2の順に変え、1位の「信空」の位置に21位の「善信」を据え、以下9, 10, 11とし、13, 15, 17, 19と奇数を拾い、22「行空」, 12, 14, 16, 18, 20と偶数順に計21名を書く。『歎異抄』の流罪の順についても同じことがいえる。すなわち『血脉文集』第5通に倣って、親鸞を法然に並べる。『本願寺聖人親鸞伝絵下』(初稿1295年)において同じように流罪を法然と親鸞の名を揚げ、その他を略す<sup>(26)</sup>、覚如は『拾遺古徳伝絵詞』七巻(1301年)では「善信房親鸞越後のくに国府罪名藤井の善信」<sup>(27)</sup>を弟子の6位に置く。

### (七)

第十条のもう一つの重要な修正は「念佛ニハ无儀ヲモテ」の「義」への修正である。「義」の修正前はニンベンが薄く残るから「儀」である。しかし修正後の文をのみ研究対象とし、修正前の文を不間に付す先行研究は、了祥を初めすべて、無義を訂正として「念佛ニハ无儀ヲモテ義トス」の無義為義の解釈を試みる。「无儀」は誤字として斥けられる。

「无儀」のニンベンは「念佛ニハ」のニンベンと同じ大きさであるが、「義」はそれに較べて異常に大きく、「无」も「義」と同じく上書きされ、他の「无辱」、「无生忍」、「无常」の「无」は同じ大きさである。この「无」は上書きのためか他の「无」に較べて勢いが見られず、また「義トス」の「義」に較べて、「儀」の上書きの「義」にも勢いがない。したがって「念佛ニハ无儀ヲモテ義トス」は蓮如の修正後の文であり、「念佛ニハ无儀ヲモテ義トス」は修正前の文である。

「念佛ニハ」に修正の跡は認められない。親鸞は「他力には義なきをもて義とす」と述べるが、蓮如は「念佛ニハ」を「他力ニハ」と修正せず、「念佛ニハ无儀ヲモテ義トス」と「无儀」の「儀」の修正のみに留める。

作者顕智にとって高田の親鸞文献に「他力には義なきを義とす」は少なくない。まず1258年12月日の識語「聖人ニアヒマイラセテノキキカキソノトキ顕智コレヲカクナリ」に「他力ニハ義ノナキヲ義トストシルベキナリ」<sup>(28)</sup>とあり、同年六月二十八日付けの『尊号真像銘文』広本、専修寺蔵、末巻<sup>(29)</sup>の末尾に「信心ヲ浄土宗ノ正意トシルヘキ也コノコロヲエツレハ他力ニハ義ノナキヲモテ義トスト本師聖人ノオホセコトナリ」とある。他に親鸞書簡にも出る。すなわち顕智は「他力ニハ義ノナキヲモテ義トスト本師聖人ノオホセコトナリ」を熟知した上で、第十条「念佛ニハ无儀ヲモテ義トス」というのは何故か。

このことについて先行研究は「念佛ニハ无儀ヲモテ義トス」と訂正して、「他力本願念佛」の文脈で、解釈するばかりである。顕智はしかしながら「他力ニハ義ノナキヲモテ義トス」とせず、「念佛ニハ无儀ヲモテ義トス」と第十条に書く。その時顕智の念頭にあるのは、『法然上

人伝法絵下』末尾の法然の隨蓮に対する念佛指導の事項であろう。この事項はそれ以前の法然伝などには出ない。とくに顯智がここに置くのである。

「入道隨蓮トイフモノアリケリ四条マテノコウチ（四条万里小路か）ハイエナリ出家ノノチツネニ上人ニマイリテ念佛ノ事ヲウケ給ケリ上人仰セラレテ云念佛ハヤウナキヲヤウトス（中略）」，しかしある人から念佛往生には三心を知ることが条件といわれ，迷った挙げ句にある時の夢のなかに上人は「ワカヤウナキヲヤウトスタタ念佛スレハ往生ストイヒシヲ信シテ念佛申スヘシトノ給ヘリ」<sup>(30)</sup>，そして隨蓮は「ソノノチ不審コトコトクハレテ心アキラカニナリストイヘリサレハタレモコノ定ニ心エテ念佛シテ往生スペキ也」と結ばれる。これは浄土宗の安心起行を表す典型的な夢物語の一つである。

しかしわれわれは隨蓮の夢が「念佛ニハ无儀ヲモテ義トス」の背景にあることを指摘するのは，蓮如が「古聖人」を「古親鸞」に修正することと深く関連すると考える。この修正を顯智説の視点から捉えない先行研究は，なお重要な見落としを犯す。すなわち本来法然聖人を指す語句を親鸞聖人と誤解する。これは無修正の修正の問題である。

#### (八)

先行研究は第十二条の末尾の「ツツシンテオソルヘシ先師ノ御ココロニソムクコトヲカネテアハレムヘシ弥陀ノ本願ニアラサルコトヲ」の「先師」を前序の「先師口伝之真信」を念頭において故親鸞聖人を指すとする。それは二重に誤まる。

まずしかし影印本をよく見れば，この「先師」の「師」は第一画が欠けている。顯智は親鸞の欠画字を倣って「師」の字を欠画字にする。これに対して第六条の「師ヲソムキテヒトニツレ念佛スレハ」とその末尾の「佛恩ヲモシリマタ師ノ恩ヲモシルヘキナリト云々」の2つの「師」には欠画はない。それ故第十二条の「師」と第六条の「師」は別である。

この「先師」は普通の師弟関係の「師」ではなく，特別な意味をもつ。先行研究は同じ欠画字があることに気付いていない。第九条「シカルニ仏カネテシロシメシテ煩惱具足ノ凡夫トオホセラレタルコトナレハ」(26頁)の「凡夫」の「凡」は欠画字であり，第十二条「ワレラカコトク下根ノ凡夫」(42頁)と後序「現ニ罪惡生死ノ凡夫」(98頁)と「煩惱具足ノ凡夫」(101頁)の3つの「凡夫」は普通の字である。蓮如本の「凡」の第一画は「ノ」である。それ故に「凡」の欠画字は「師」のそれと同じように，第一画の欠画字である。なお顯智本『法然上人伝法絵下』と『見聞』にも「究竟」，「弘」の最終画の欠画字がある。

仏の言葉の凡夫は欠画字であり，衆生が自覺する凡夫とは区別される。そのように第十二条の先師は「カネテ」によって弥陀と並記されて，ここでは法然聖人を指し，同条「故聖人ノオホセニハコノ法ヲハ信スル衆生モアリ」の親鸞聖人とは区別される。

先行研究がこのことを見落とすのは，蓮如が「古聖人」に「古親鸞」と上書きしたからであ

ろう。法然と親鸞との第二条の師弟関係を前提にすれば本来このような見誤りが生じるはずはない。

そればかりでなく先行研究への悪影響は中序の「上人ノオホセニアラサル異義トモヲ」の「上人」を親鸞聖人と見誤らせる。「上人ノオホセ」とは「念佛」についてのことである。このことについて第二条に親鸞は「親鸞ニオキテハ念佛シテ弥陀ニタスケラレマヒラスヘシトヨキヒトノオホセヲカフリテ信スルホカニ別ノ子細ナキナリ」を背景にすれば、上人とはここでは明らかに法然上人のことである。

### (九)

隨蓮の夢に顕智は醍醐本『法然上人伝記・一期物語』の善導の夢、「一枚起請文」の安心起行、親鸞の「念佛為本」のすべてに通じる浄土宗の正意を見いだし、そして最後に信空伝説の詞を引く『法然上人伝法絵下』のその次の事項を流罪記録冒頭の「後鳥羽院之御宇法然聖人他力本願念佛宗ヲ興行ス」に結びつけ、それを第十条「念佛ニハ无儀ヲモテ義トス」に纏める。

それを先師口伝之真信によってその詞を「念佛ニハ无義ヲモデ義トス不可称不可説不可思議ノユヘニトオホセラレキ」と修正した蓮如は、その後の精力的な北陸道教化を初めとする真宗中興の事業に生かす。したがってこの修正の活用が蓮如本『歎異抄』の仏教教育的意味であることを別稿<sup>(31)</sup>において立証したい。

#### [注]

- (1) 法藏館刊の冊子本を中心に、以下の引用頁とする。そして必要に応じて本願寺出版社刊の巻子本、1994年を校合する。
- (2) 「『歎異抄』蓮如本における教育的回心の生涯教育的意義」、『佛教大学教育学部論集』、第9号、1998年
- (3) 「『安心決定鈔』と師親鸞（一）その成立の研究」、『佛教大学教育学部学会紀要』、創刊号、2002年；「『安心決定鈔』と師親鸞（二）『愚禿鈔』のアポリア」、『佛教大学教育学部学会紀要』、第2号、2003年；「『安心決定鈔』と『教行信証』のアポリア」、『佛教大学教育学部論集』、第14号、2003年参照
- (4) とくに顕智本『法然上人伝法絵下』
- (5) われわれの顕智本『愚禿鈔』と『尊号真像銘文』の内挙は貴重であった。
- (6) 「オノオノノ十余ヶ国ノサカイヲコエテ」はそれぞれ出発した国は必ずしも同じでないことを意味するが、「オノオノノ十余ヶ国ノサカイヲコエテ」となると、同じ国からの出立になる。これは上洛した東国の弟子の構成を把握する上で重要である。
- (7) 「経釈ノユクチ」は「法文ノ浅深」と対にして東国の温泉郷を背景にすれば「ユ・クチ」（湯口）と読むべきである。それは東国の仲間「一室ノ行者」（後序末尾）の人たちの理解をえやすくするための配慮である。
- (8) 顕智本「善鸞義絶状」は影印高田古典第三巻に載るが、親鸞の激しい心理的動搖は文面と前日の5月28日付けの「覚信房返信」『親鸞聖人真蹟集成、第四巻』、410頁の異例の左肩下がりの行頭がそ

の事実を証明する。

(9)『親鸞聖人真蹟集成』,第五巻

(10)『親鸞聖人真蹟集成』,第九巻,「法身」は古字である。

(11)略本のそれは古字体でない。

(12)法蔵館,1978年,145~151頁

(13)法蔵館,2002年,104頁

(14)竜谷大学善本叢書11『口伝鈔・改邪鈔』,福間光超編,同朋舎,1992年,参照。

(15)これに対して第八条24頁「ワカハカラヒニテ行スルニアラサレハ」との間に挿入記号の丸印が入り,右傍に「非」を書いて、「行トイフ」と続けるが,行頭の丸印は行頭の横一線に揃い,顕智の訂正であることが分かる。蓮如はそのまま書き写す。

(16)本文中にこのような修正はいくつかあることに注目すべきである。

(17)先行研究は使い分けを不問に付すために,これらの修正の意味がはっきりしない。

(18)『親鸞聖人真蹟集成』,第五巻,『西方指南抄中末』,402~403頁

(19)『影印高田古典第三巻顕智上人集中』,「法然上人伝法絵下」,433~434頁

(20)しかし佐藤正英『歎異抄論註』1992年,青土社,203~4頁の表は全文の再構成を提案するが,佐藤も修正後のテキストを研究対象にし,修正前後の比較検討はしない。

(21)多屋頼俊『歎異抄新註』,著作集第4巻,法蔵館,1992年,解題,11頁に訂正の例として,「前行の末と次行の頭とに重複して書いて,一方を消した場合」の例にする。これは修正前後を同じであるとする例であり,多屋は「往」の重要な修正を見落とす。

(22)この条には他の例に「ヒト」が用いられる。「ソノカミ邪見ニオチタルヒトアテ」(55頁),「田畠ヲツクリテスクルヒトモ」(58頁),「本願ホコリトイマシメラルルヒトヒトモ」(62頁)これによつて二つの修正前の「アルヒト」は事実といえる。

(23)竜谷大学仏教文化研究所編竜谷大学善本叢書11『口伝鈔・改邪鈔』同朋舎,1992年,「口伝鈔 覚如上巻」22~23頁

(24)井川定慶集解『法然伝全集』,同刊行会,1952年,481~2頁,

(25)『親鸞聖人真蹟集成』第五巻,法蔵館,1973年,391~397頁

(26)『真宗聖教全書』三,歴代部,648頁

(27)『真宗聖教全書』三,歴代部,737頁

(28)『親鸞聖人御消息』,獲得名号自然法爾御書,『影印高田古典第三巻顕智上人集中』

(29)『親鸞聖人御真筆』,尊号真像銘文末,同朋舎出版,1994年

(30)これは『西方指南抄中本』の「或人念佛の不審を故聖人に問い合わせていはく」の末尾に「又云念佛ハヤウナキヲモテナリ名号ヲトナフルホカ一切ヤウナキ事也ト云リ」と同じ趣旨である。また『法然上人伝法絵下』の建暦元年勝尾寺の記事に「タタ信シテ行スルヨリホカニハ義ナキヲモテ義トス」とある。

(31)そこでわれわれは念佛聖顕智の「念佛ニハ死儀ヲモテ義トス」の詞が,蓮如の修正した「念佛ニハ死義ヲモテ義トス不可称不可説不可思議ノユヘニトオホセラレキ」の中に具体的に生きることを論述したい。それまでに専修寺の宝物館に顕智関係文書の内挿が許されれば喜びである。

(たにかわ もりまさ 生涯学習学科)

2003年10月15日受理

